

## 安城市農業委員会議事録（定例会）

日 時	令和4年7月22日（金） 開会 午後2時50分 閉会 午後3時45分
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 28名
出席委員数	法第8条による委員数 12名 法第18条による委員数 26名
欠席委員	杉浦 和彦委員、都築 英治委員、岡田 恵司推進委員、 畔柳 真推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	横山事務局長、大岡事務局課長、杉浦係長、松井主査、曾我主事、 池田主事、白野
議事録署名者	7 大見 由紀雄 委員 12 鈴木 貴士 委員

## 会議の記録

午後2時50分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は 7 大見 由紀雄 委員 12 鈴木 貴士 委員

また、欠席者は 8 杉浦 和彦委員 6 都築 英治委員 26 岡田  
恵司推進委員 3 畔柳 真推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第1 第29号議案 農地法第5条の規定による申請について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第1第29号議案 農地法第5条の規定による申請について  
ご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号76から84までの9件です。転用行為別に見ますと、  
分家住宅が6件、事業所の建設が1件、資材置場が1件、中古車一時保管場及び  
通路が1件です。面積につきましては、田4,060.08㎡、畑1,964.  
92㎡、合計6,025㎡です。

それでは別資料にて説明いたしますので右上に日程第1第29号議案資料と  
書かれた資料をご覧ください。今回の説明案件は受付番号83でございます。

申請日は令和4年7月5日、同日農業委員会受付となっております。本案件は、  
受人が、渡人の所有する農地を転用し、資材置場を設置するものです。受人であ  
る有限会社●●は●●町に拠点を置き、主に建物解体業を行っていますが、これ  
まで解体した資材を、保管する場所がなく、仕方なく当会社の役員の所有する土  
地に資材を置いていた状況でございましたが、防犯上の不安と面積不足がある  
ことから、本申請を検討するに至りました。

2ページをご覧くださいますと、申請地周辺の位置図となっております。本申  
請地の農地区分としては、南東方面へ10ha以上の規模の一団農地区域内に  
ある農地と判断されますので、第1種農地に分類されます。第1種農地の許可基  
準として、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落  
に接続して設置されるものに供するものに対する許可基準があり、本計画は申  
請地周辺に拠点を置く申請者が業務上必要な資材置場を設置することにより、

やむを得ず許可相当であると判断できます。

次に3ページをご覧くださいと、申請地の隣接地目がわかる資料となっております。周囲が農地に囲まれることとなりますが、近隣耕作者には転用計画について説明したうえで、同意を得ていると伺っております。

4ページをご覧くださいと、申請地の土地利用計画となっております。周辺農地への影響について、敷地境界部分にはコンクリートブロック及び高さ1.8mの囲い板を設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。排水計画については、雨水のみ発生し、砂利敷きにより自然浸透となりますので、とくに近隣農地への影響はない計画となっております。また、申請者は資金計画についても支障なく、転用行為を行うために必要な資力があると判断しています。

説明案件を含む9件いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上支障がないことを確認しております。

また、当月は説明案件以外に申請面積1,000㎡以上の案件はありません。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、7月13日に、鈴木貴士委員と鶴田晃康委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、次のとおり質問があった。

#### ○黒田清吾推進委員

砂利敷き、自然浸透とあるが、よく見ていると、結局、結構雨が降ると自然浸透せず雨水が溜まってしまい、低い道路に流れ出て、さらに低い農地に流れるという光景をちよくちよく見かける。この場合でも、雨水の処理が適切になされていると判断されるのでしょうか。他に基準とかがあれば教えていただきたいです。

#### ○曾我主事

明確な基準はないが、エリアとして基準があるところもあります。例えば、境川流域とかは知立建設と協議をして必要な処理をしている。今回の場所は、一般的に基準がないため、実際に、実害が出ている段階で、事務局経緯であったり、または直接農業委員さんが言ってもよいです。また、農地転用の書式の中に何か影響があった場合は施工主で対応すると宣誓化されているので、そ

の記載をもとに施工主に話し、フォローができると思います。

○黒田清吾推進委員

問題になってから対応するということですね。

○曾我主事

問題にならないような施工をしてくださいと話しています。基本的には、問題が起きてはいけないことが前提にあります。想定以上の問題が起きてしまった場合、例えば、溢れてしまったなど、あった場合は、計画が甘いという判断になります。

○林会長

あとは、各地区で計画が上がってきた段階で、施工主たちと一緒に決めるような会があれば、そこで意見を言ってもらうのも良いかと思います。例えば、水の流出があった場合や、油が流れるとか、いろいろなことがある場合に、各地区で、意見交換ができる場を設けるとよいと思う。転用の前段階で話し合う場を設けることによって、了解が得やすいと思います。

○石川和明推進委員

今の関連のところで、私が今関わっている案件がありまして、そこは、行政が開発しているところで1型、2型の農業用の組み立て水路を設置する計画なのですが、それは、排水能率がとても悪いです。そこに対して、市の関係が大きく関わっている部分の開発なので、水路を組みかえてほしいという話をしていたが、答えが出ず、事故が起きればやりますという、こんな回答をいただきました。行政が頭に立っているのであれば、そのくらい先行してやってほしいというのが、私たちの本来の思いであります。そういったところで、例えば、駐車場や大きな開発等があると、必ず排水路が、農耕用の排水路では、もたない状況がおきます。このことについては、もっと議論していただく必要があると思います。よろしく申し上げます。

○林会長

実際にこのような感じはあると思います。ただ、その逆で流れがよくなれば、川がいっぱいになってしまうので、どちらが良いかわからない状況ではありません。川の方の拡張をやってから進められればよいが、先に排水路だけをよくしてしまうと、かえって流れがよくなったがために、下流の方では氾濫が起きる可能性があるような感じがします。特に農業用の排水路については、そのような感じがしますので、かえって、今までの状態のままの方が、まだ下流の方で氾濫が少ないような感じがします。

議長が再び質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第2 第30号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第2 第30号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号11の1件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。面積については、田6,217㎡、畑95㎡、合計6,312㎡です。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第3 第31号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第3 第31号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。

今回の計画は、畑・樹園地利用促進制度による利用権設定を行うものです。

畑・樹園地利用促進制度は、畑及び樹園地の利用権の取得を促進させることで、畑及び樹園地における遊休農地の発生を防止するとともに、畑作物及び果樹の生産の振興を図ることを目的としております。10a未満の農地の耕作を希望する方を「たのしみ農業者」、10a以上の農地の耕作を希望する方を「畑・樹園地担い手農業者」として、要件を満たした場合に、試行期間を1年設け、試行期間終了後は3年以上農地を借りることができます。

それでは、「令和4年度農用地利用集積計画（畑・樹園地利用促進制度分）実施総括表 令和4年8月15日公告分」をご覧ください。

今回、新規設定を行う面積が1,293㎡、期間満了による更新の面積が3,194㎡、合計4,487㎡となっています。

前述の申請について、農用地利用集積計画の内容が安城市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。本日ご承認いただきましたら、8月15日付けで公告させていただきます。

次のページにつきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思いますが、説明は省略させていただきますのでよろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

#### □ 日程第4 報告第7号 専決処分について

上記の議題について白野から次のとおり説明があった。

日程第4 報告第7号 専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号51の1件です。転用行為別にみますと住宅の建築が1件です。面積は、田63㎡の合計63㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号62と63の2件です。転用行為別にみますと、住宅の建築が2件です。面積は、田182㎡、畑608㎡の合計790㎡となっております。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号71から75の5件です。解約事由別にみますと、他者に賃貸しするため4件、自作するため1件です。面積は、田4,070㎡となっております。

最後に、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況についてご説明申し上げます。

今回の調査は5件です。現地調査の結果、免除対象予定地を農地として利用しているが4件、特定貸付けが1件です。面積は、田27,945.81㎡、畑1,237㎡合計29,182.81㎡です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について次のとおり説明があった。

#### 1 三河安城駅南土地区画整理事業について

上記の議題について都市計画課・杉浦課長補佐から次のとおり説明があった。

本件は、令和4年6月14日付けで、愛知県知事から安城市農業委員会あてに土地区画整理法第136条第1項に基づく「本事業と農地等の関係の調整について」、照会があり、安城市が愛知県知事の代理でご説明させていただくものでございます。

今回の照会内容につきましては、令和4年2月22日に開催されました農業委員会定例会において、三河安城南土地区画整理組合発起人会からの依頼に基づいて事前審議していただいた内容と同様のものがございます。その際の回答といたしましては、「区域内の雨水は、調整池で適切に処理し、区域外の農地に影響を及ぼさないようにしてください。」というご意見を頂戴いたしました。

今回も前回同様の内容でございまして、用排水などの施設を廃止または変更することに対する調整でございますので、用排水の施設を中心にご説明させていただきます。なお、警察との協議において、前回の設計図から道路線形の一部を変更しておりますが、用排水の施設については概ね同じ内容となっております。前回と重複する内容となりますが、前はコロナ渦であって今回初めてお聞きになれる方もいらっしゃるというふうにお伺いしておりますので、改めてご説明させていただきます。それでは、事業計画の概要についてご説明をさせていただきます。

本日お配りしております別添資料「事業計画の概要」をご覧ください。

1. 施行者につきましては、三河安城駅南土地区画整理組合でございます。
2. 事業の名称につきましては、西三河都市計画事業 三河安城駅南土地区画整理事業でございます。
3. 事業の目的につきましては、本地区は都市計画マスタープランにおいて、住居系市街地圏域に位置付けられており、本地域で増加すると予測される子育て、働き世代や高齢世代の暮らしやすさが高度に確保されますよう、新幹線三河安城駅を中心に西三河地域を支える地域拠点として人口を集中させていくべき地域として位置づけられています。このような状況を踏まえ、非計画的な市街化による都市活力創出機会の喪失や市街地環境の悪化等を未然に防ぎ、かつ、上位計画に位置付けられた本地区の目指すべき都市像を実現するために、土地区画整理事業による計画的かつ総合的なまちづくりを目指すものとしております。
4. 位置につきましては、別添資料「位置図」を併せてご覧ください。

三河安城駅の約1 km 圏内の交通利便性の高い、面積約17.7 haの地区でございます。丁度、図面位置図ですと赤く囲ってある地域でございます。その周囲は、北側は安城新幹線駅周辺土地区画整理事業の施行地区界、南側は都市計画道安城高浜線、東側は東海道新幹線に囲まれています。

5. 地区の現況につきましては、本地区の地勢は、標高約14～16 mの平坦な地形で、ほとんどが農地として利用されており、建物としては地区北西側を中心に建付地が存在しております。地区内には鉄塔が1基位置しており、高圧線が地区を縦断しております。本地区は三河安城駅の約1 km 圏内という好立地であることから、今後無秩序な開発が誘発されることが懸念されています。

6. 設計の方針につきましては、別添資料「設計参考図」を併せてご覧ください。

設計方針につきましては、まず、道路につきましては、幹線道路、補助幹線道路、区画道路の段階構成を明確にして、交通を円滑に処理するとともに、生活道路に通過交通が流入しないよう計画しております。公園は、地域の憩いの場と災害時の一時避難地として街区公園2箇所を配置しております。雨水排水は、安城市公共下水道計画との整合を図り、計画道路の側溝にて集水し、道路内に布設する管渠により調整池に導水し、準用河川道田川及び準用河川郷西川を經由し二級河川長田川へ放流する計画としております。調整池につきましては、愛知県調整池設置技術基準等に基づき、公園の地下に地下式調整池を2箇所計画しております。

7. 施行前後の地積につきましては、事業計画概要書の4ページを御覧ください。公共用地は、施行前が、25,471.22㎡、全体割合は14.42%、施行後は、48,555.97㎡、全体割合は27.48%でございます。公共用地



以外の土地すなわち宅地は、施行前が151,176㎡、全体割合は85.57%、施行後は98,114.03㎡、全体割合は55.54%でございます。保留地につきましては、30,000㎡、全体割合は16.98%でございます。8. 施行面積につきましては、全体で176,670㎡、約17.7haでございます。

次に、事業計画概要書の2ページを御覧ください。

9. 減歩率は、合算減歩率35.11%を予定しております。

次に、事業計画概要書の3ページを御覧ください。

10. 資金計画ですが、保留地処分金、市助成金、公共施設管理者負担金等あわせて、76億6千4百万円を予定しているところでございます。

11. 施行期間は、2023年（令和5年）から2032年（令和14）年3月31日までの9年間を予定しております。以上が計画概要でございます。次に農業施設についてご説明させていただきます。

別添資料「設計参考図」を御覧ください。

図面の見方ですが、図面右下の凡例をご覧ください。図面中、茶色の線が土地区画整理事業の施行区域でございます。続いて、区域内の農業施設につきましては、赤色の線が用水、青色の線が排水を示しております。点線が区画整理事業の施行後に廃止する施設、実線が施工後にも残る施設を表しています。

まず、用水施設につきましては、図面右の赤色の実線の蝮畔（まむしぐて）用水、一街区挟んで駅前中央通り線のパイプライン、岡崎刈谷線内のパイプライン、図面左端のパイプラインでございます。これらの施設につきましては、土地区画整理事業の区域内の農地に必要な施設となりますので、原則として残してまいります。また、必要に応じて区画整理事業の施工に伴い付替えなどを行ってまいります。なお、付替等を行う際は、地区外の農地の利用に支障を及ぼさないよう、施工をさせていただきます。

次に、排水につきましては、青色の実線で示しておりますが、新たに整備する道路内に暗渠管等で排水する予定でございます。なお、区域内の雨水は、二つの公園の地下に新たに整備することを要請しております。

赤の破線で示しました用水につきましては、道路の廃止にあわせて、撤去する予定でございます。

なお、本日この意見聴取に先立ちまして、明治用水土地改良区様及び安城土地改良区に意見聴取をしております。

明治用水土地改良区様からは「事業について概ね了解するが、事業認可後に改めて詳細について協議し、速やかに協定書を締結すること」「事業実施に際しては、地元関係者と十分調整を図り、地元承諾条件を順守すると共に、事業区域外へのかんがい等に支障のないよう計画すること」と回答をいただいております。

また、安城土地改良区からは、「農道並びに農業用水管の撤去や設置等を行う場合は、事前協議をすること」、「農地転用する場合は、通知書の提出をすること」と回答をいただいております。

なお、本区域は令和4年3月29日に市街化区域に編入いたしました。

事業計画の説明につきましては以上でございます。なお本日は、具体的な数値をもって施工説明をさせて頂きました。また、資料にもいくつか数値が載っているかと思えます。現時点においては、事業調整中でございますので、確定しておる数値ではございません。また、公表している数値でもございませんので、大変申し訳ございませんが、この場のみ情報としていただければ大変ありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、御審議いただきますようお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

## 2 農用地利用計画変更申出について

上記の議題について曾我主事から次のとおり説明があった。

別紙として事前に送付してある資料のA4両面刷りの用紙、農用地利用計画変更申出総括表をご覧ください。

今回、令和4年6月にありました農用地利用計画の変更申出につきましてご説明申し上げます。

申出の内訳は、用途変更が1件、面積は1,925㎡でした。

まず、用途変更の目的は農業用施設が1件です。詳細につきましては、次のページ以降の調書のとおりですのでご確認ください。

なお、現地調査につきましては、7月13日に、鈴木貴士委員と、鶴田晃康委員にご同行いただき、実施いたしました。

本委員会でご了承いただくことができましたら、通知書を発行させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

## 3 農地パトロール（利用状況調査）について

上記の議題について杉浦係長から次のとおり説明があった。

定例会資料の7ページをご覧ください。なお、この件についての具体的な業務の流れや実施方法につきましては、本日の定例会の後に予定をしている研修会の中で担当から詳しく説明させていただきますので、この場では農地パトロールの実施に関するお願いとともに、実施の目的とスケジュールについてのみ簡単にご説明申し上げます。

では始めに、(1)の農地パトロールを行う目的でございますが、これは、優良農地の確保とその有効利用の促進を図っていく、ということが主たる目的となります。また、農地法において、農地の権利を有する者は、その適正かつ効率的な利用を確保しなければならないとの責務規定が設けられていることに加え、農業委員会として、農地の利用状況調査を行うことが義務付けられております。このため、農地パトロールを利用状況調査と位置付け、不耕作地の実態把握と発生防止、解消対策、農地の違反転用の早期発見、防止対策等について重点的に取り組みを行っています。

続いて、(2)の実施の対象でございますが、①不耕作地については、農地法第30条の規定に基づき、市内のすべての農地を対象に利用状況調査を実施し、過去1年以上作物の栽培が行われておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、又は、農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比べて著しく劣っていると認められる農地の所有者に対し、農地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導を行ってまいります。

次に、②の違反転用につきましては、市内の農業振興地域内の農用地を対象に調査等を実施します。具体的には無許可の事業用等建築物と1,000㎡以上の駐車場や資材置場等に供されている農地の所有者に対し、指導を行います。特に、建物が建っている場合は都市計画法にも違反し、悪質であるため、面積を問わず、すべてが指導の対象となります。

続きまして、(3)のスケジュールについて簡単にご説明申し上げます。全体のスケジュールといたしましては、昨年度と大きな変更はございませんが、2月の定例会にてご検討いただきました、違反転用農地に対する指導について見直しをしております。指導文の送付を年1回から年2回に変更をしたいと考えております。

次に、全体のスケジュールでございますが、まず、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には7月下旬から8月22日までに、市内全域の農地の状況を調査していただきます。その後、委員の皆様からいただいた報告を基に、9月上旬ごろに事務局で現地調査を行います。そして、事務局で行った現地調査の結果を、9月開催の農業委員会にて皆様に報告させていただきます。そこで皆様の同意が得られましたら、10月上旬に指導文書を送付させていただく予定です。

その後は1か月ほど是正期間を置きまして、11月の初旬から委員の皆様へ現地確認と合わせて、未だ改善されていない農地所有者に対しまして、是正指導をしていただきます。その結果を11月開催の農業委員会にて報告していただき、その報告を基に再度事務局で現地調査を行います。現地調査の結果、未改善農地と違反転用農地につきましては、12月の農業委員会にて、皆様へ最終報告をさせていただきます。未改善の指導対象農地につきましては、再度指導文書を送付する形になります。

ここまでの農地パトロールの一連の流れとなります。詳細につきましては、後ほどの研修会で実務的な説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

例年大変暑いさなかでの現地調査となりますので、大変恐れ入りますが、今年度も農地パトロールの実施についてご協力をいただきますようお願い申し上げます。この件についての説明は以上とさせていただきます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

#### 4 農業委員及び農地利用最適化推進委員の公務災害補償制度の加入について

上記の議題について杉浦係長から次のとおり説明があった。

では、定例会資料の9ページから始まる資料3でございますが、最初に10ページをご覧ください。

まず、この制度の概要についてご説明いたします。冒頭部分、「加入方法について」という所の下、「1. 制度のあらまし」でございますが、この保険制度は全国農業会議所を保険契約者としまして、主に農業委員と推進委員を被保険者とする団体契約でございます。被保険者が公務従事中に急激かつ偶発的な外来の事故によって、死亡または入院、通院した場合等に保険金が支払われる制度です。

当然のことながら、皆様は非常勤特別職の地方公務員ですので、公務従事中の事故や怪我については公務災害が適用されますが、この保険は、プラスアルファとしてよりきめ細やかな補償を受けるためのものとお考えいただきたいと思っております。

次に、「3. 保険期間」でございますが、毎年10月1日から1年間で、委員等の個人の活動日のみが補償の対象となります。

そして、「4. 保障内容と保険料」につきましては、A型からD型までの4タイプがあります。A型では年間で1口1,000円からとなっております。

ここで、9ページにお戻りください。昨年は、補償内容と保険料とのバランスなどを考慮して、A型を2口加入しております。今年の活動状況が大きく変わることはなく、また、保険料、補償額ともに変更はありませんので、引き続き同様の契約内容としたいと考えております。

その場合の補償金額につきましては、万が一の死亡の場合は1,320万円、入院は日額10,000円、通院は日額6,000円などとなっております。

なお、保険料につきましては、皆様の親睦会の積立金の中から支払いをさせていただきたいと思っておりますので、別にご負担を求めることはいたしません。もちろん公務災害というのはないに越したことはありませんが、万が一の場合に備えるのが保険でございますので、全員の加入についてご理解をいただきたいと考えております。

この件についての説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡・報告事項について、説明があった。

#### 1 粘土採掘場の現地調査結果について

上記の議題について曾我主事から次のとおり説明があった。

定例会資料の14ページの右肩に資料4とある資料をご覧ください。粘土採掘場の現地調査結果について報告いたします。

調査は令和4年6月28日午後1時30分より実施いたしました。

調査対象は市内全域で12箇所、総面積は86,198㎡です。

農地利用最適化推進委員3名、愛知県西三河農林水産事務所職員2名、事務局3名、合計8名が3班に分かれて現地に出向き危険防止対策等の有無、道水路の保全管理等の有無などを調査し、現場に各施工業者がいた場合は、聞き取りを行いながら調査を行いました。

その結果、すべての現場が施工中でございました。

指導内容としましては、道路への一般的な不備、雨水・排水対策の不備、等合わせて17件となっております。これらの内容は、各施工業者に対し、7月8日付け文書にて指導をいたしまして、8月5日までに是正を求めています。現在6事業者中、3社からは是正完了報告が届いておりまして、1社に対して是正内容の再始動を行っておるという状況でございます。全事業者分そろいましたら、改めてご報告申し上げます。

なお、調査結果は本来この現地調査への出席を要請する予定であった愛知県西三河県民事務所廃棄物対策課、明治用水土地改良区財務課、安城市役所環境都市推進課、維持管理課にも送付しております。

以上で報告を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

その他の連絡報告事項について、次のとおり杉浦係長から説明があった。

2 農業委員会親睦会会計報告についてです。25ページ、資料5をご覧ください。農業委員会親睦会の令和3年7月20日から令和4年7月19日までの1年間の会計を報告いたします。

まず、収入の部につきましては、「前期からの繰越金」は2,285,516円で行いました。

次に、「報酬からの積立」は2,520,000円で行いました。内訳といたしましては、表の摘要欄のとおり、1人当たり月5,000円の計12回分となっています。

今期は、前期同様、新型コロナウイルス感染症による感染予防対策のため、懇親会、視察研修ともに実施できませんでしたので、その関係の収入及び支出はありません。

その他、利息が23円ありましたので、収入の合計としては4,805,539円でした。

対する、支出の部につきましては、「慶弔見舞金等」が57,000円、「公務災害共済掛金」が84,000円でしたので、支出の合計は141,000円で行いました。

結果、差引額は4,664,539円で、委員1人当たりの残額は111,060円で行いました。本日、地区懇親会等の実施のために10,000円ずつ還付させていただいております。そちらの金額につきましては本日付けでおろしておりますので、その時には会計報告には入っておりません。従いまして、本日の会計報告の差し引き金額4,664,539円から420,000円差し引いた金額、また委員一人当たりにはいたしましては、10,000円を差し引いた金額が現在の残高となりますので、ご承知おきください。

なお、親睦会の規約では、監事は会長職務代理者の職にある者が務めることと定められておりますので、太田会長職務代理者に7月20日付けで会計についての監査をしていただき、適正であるとのことをご意見をいただいておりますことを併せてご報告申し上げます。

続きまして、3 農地パトロールの町内会への周知についてでございますが、26 ページをご覧ください。

先ほどご説明いたしましたとおり、不耕作地及び違反転用農地の解消のため、農地パトロールを実施しますので、近々農業委員会が現地立ち入りを行うことについて、市民の皆様にも周知するとともに事前の理解を得るために、各町内会長あてに7月上旬に、資料6の文書を回覧していただくよう依頼をいたしております。併せまして、広報あんじょうの7月1日号でも、同様の趣旨で記事を掲載したことをご報告いたします。

続きまして、4「農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会について」ですが、資料はありませんので、次第の記載事項のみでご説明いたします。この研修会は、愛知県農業会議の主催で、県内を3地区に分けて毎年同じ時期に、9月に開催されているものです。昨年度も同様の研修会のご案内はいただいたのですが、新型コロナウイルス感染症の予防対策として、最終的には、安城市は出席しないことといたしました。今年度の予定でございますが、9月15日(木)の午後1時30分から知立市のパティオ池鯉鮒にて開催するとの通知がありましたのでご予定をいただきますようお願いいたします。予定といたしましては、市の大型バスにて送迎をさせていただきますよう進めております。来月の農業委員会にて改めてこの件についての詳細をお知らせするとともに、皆様には、どのような交通手段を利用されるかを確認させていただきますので、よろしく願いいたします。

続いて、5番配付物についてですが、農業委員会業務必携、のうねん7月号をお手元に配付いたしました。ご活用ください。

最後に、6次回予定ですが、8月22日(月)午後1時30分より安城市役所本庁舎3階 第6会議室にて運営委員会を、午後2時30分より安城市役所本庁舎3階 第10会議室にて定例会を開催する予定です。なお、8月の運営委員会につきましては、本日の総会にて承認いただきました新しい運営委員の方にご出席いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時45分、議長は閉会を宣する。